

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大鹿村長

市町村名 (市町村コード)	大鹿村 (20417)
地域名 (地域内農業集落名)	大河原 ( 文満・下市場(島川原)、下青木(堂垣外・古川)、下市場 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内耕作者の平均年齢は74歳で、80歳以上の耕作面積は全体の18%であるものの、10年後には33%を占めることとなり、農地の受け手の確保が必要。  
・認定農業者等の担い手も規模拡大が難しく、新規参入者が必要。  
・地域の活性化を図るため新たな作物の導入等の検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<島川原地区>  
稲作を主要作物とし、現状の維持を図りつつ、入作を希望する新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<堂垣外地区>  
稲作を主要作物とし、認定農業者等の中心経営体が担うほか、入作を希望する新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<古川地区>  
水稲を主要作物とし、認定農業者等の中心経営体が担うほか、入作を希望する新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<下市場地区>  
大豆、ブルーベリー、稲作を主要作物とし、現状の維持を図りつつ、入作を希望する新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<今後検討の農地について>  
新規就農者へのあっせん農地として対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域を基本とし、その他農地利用している土地も範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進める
(2)農地中間管理機構の活用方針
村担当部局と情報の共有化など連携を図り、各種調整をおこないながら、積極的に農地バンクを活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村担当部局と農地の情報の共有化をし、連携を図りながら、入作を希望する新規就農者の受け入れを促進する
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業においては、既存の防除組合に委託する

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--